

第2期川西市参画と協働のまちづくり推進計画

平成30年3月  
川 西 市



## はじめに

近年、本市では、人口減少や少子高齢化に加え、厳しい財政状況により、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応が難しくなっています。また、地域社会においては、活動の担い手不足や役員の高齢化、自治会加入率の低下といった課題がますます大きくなっており、市を取り巻く様々な環境の変化に対応していくことが求められています。

本市では、平成22年10月に「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」を施行し、その条例の基本計画として、平成25年3月に「川西市参画と協働のまちづくり推進計画」を策定し、市民や自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者、市など様々なまちづくりの主体が、自らの役割を担い、お互いを補完し合い、個性的で魅力あふれるまちづくりに取り組んできました。

また、平成26年10月には、「川西市地域分権の推進に関する条例」を施行し、平成27年度以降、各コミュニティ組織は、段階的に地域分権制度の適用を受け、地域のありたい姿を実現するために策定した地域別計画に基づき、まちづくりを進めています。

このような状況の中、さらなる参画と協働の取り組みを進めるため、前計画の評価と課題を踏まえ、このたび「第2期川西市参画と協働のまちづくり推進計画」を策定いたしました。この計画を皆さまと共に着実に推進することで、第5次川西市総合計画に掲げる都市像である「であい ふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」を実現していきたいと思えます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました川西市参画と協働のまちづくり推進会議の委員の皆さまをはじめ、意見提出手続（パブリックコメント）などを通して、多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆さまには心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

川西市長

大塩民生



## 目次

第1章 計画策定の目的と位置づけ	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象者	4
4 計画期間	4
第2章 本市の現状について	5
1 人口等の現状と将来推計について	5
(1) 総人口の推移と推計	5
(2) 年齢4区分人口・高齢化率の推移	6
(3) 地域別の人口構成の状況	6
2 まちづくりの担い手の現状と課題について	7
(1) 市民	7
(2) 市民公益活動団体	9
ア 自治会	9
イ コミュニティ組織	10
ウ ボランティア	11
エ NPO 法人（特定非営利活動法人）	13
(3) 事業者	14
(4) 市	14
第3章 第1期計画の取り組み	15
第4章 第2期計画の基本方針	22
1 第1期計画期間中の参画と協働に関連する本市の状況の変化	22
2 計画の基本方針と基本施策	24
第5章 施策の方向と取組項目	25

# 第1章 計画策定の目的と位置づけ

## 1 計画策定の背景と目的

川西市参画と協働のまちづくり推進計画は、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、「市民力」や「地域力」が発揮できる環境を整え、市民、市民公益活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）の公益的な活動をさらに推進し、それを礎として参画と協働のまちづくりを実現するという条例の理念を具現化するためのものです。

本市では、平成 25 年 3 月に「川西市参画と協働のまちづくり推進計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、市民等や市など様々な主体が連携しながら、参画と協働のまちづくりを推進してきました。第 1 期計画の期間内には、「地域分権推進基本方針」や「川西市地域分権の推進に関する条例※」を制定し、平成 29 年 4 月までに市内すべての地域で、同条例に基づくコミュニティ組織が設立され、地域別計画を策定して自主的にまちづくりに取り組むなど、参画と協働のまちづくりが大きく進展しました。

その一方で、自治会やコミュニティ組織、NPO 等の市民公益活動団体の担い手の不足や固定化、高齢化等が進み、新たな担い手の発掘や世代交代が喫緊の課題となっています。

これらを踏まえ、第 1 期計画の基本的な考え方と取り組みを継承しつつ、新たに、これからの 5 年間を見据えた「第 2 期川西市参画と協働のまちづくり推進計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定しました。

### ○第 1 期計画策定後の経緯

平成 25 年 11 月	「地域分権推進基本方針」を策定
平成 26 年 10 月	「川西市地域分権の推進に関する条例」施行 ※
平成 27 年 4 月	9 コミュニティ組織において地域分権制度適用
平成 28 年 4 月	4 コミュニティ組織において地域分権制度適用
平成 29 年 4 月	1 コミュニティ組織において地域分権制度適用
平成 30 年 3 月	「第 2 期川西市参画と協働のまちづくり推進計画」策定

### ※【川西市地域分権の推進に関する条例制定の意義】

本市では、昭和 50 年代からコミュニティづくりに取り組み、概ね小学校区を単位としてそれぞれの地域で活発な地域づくり活動が展開されてきました。しかし、高齢化やライフスタイルの変化などにより、自治会加入率の低下や担い手の不足などの課題を抱えています。

一方、市においても人口減少や本格的な少子・高齢社会の到来により、税収をはじめと

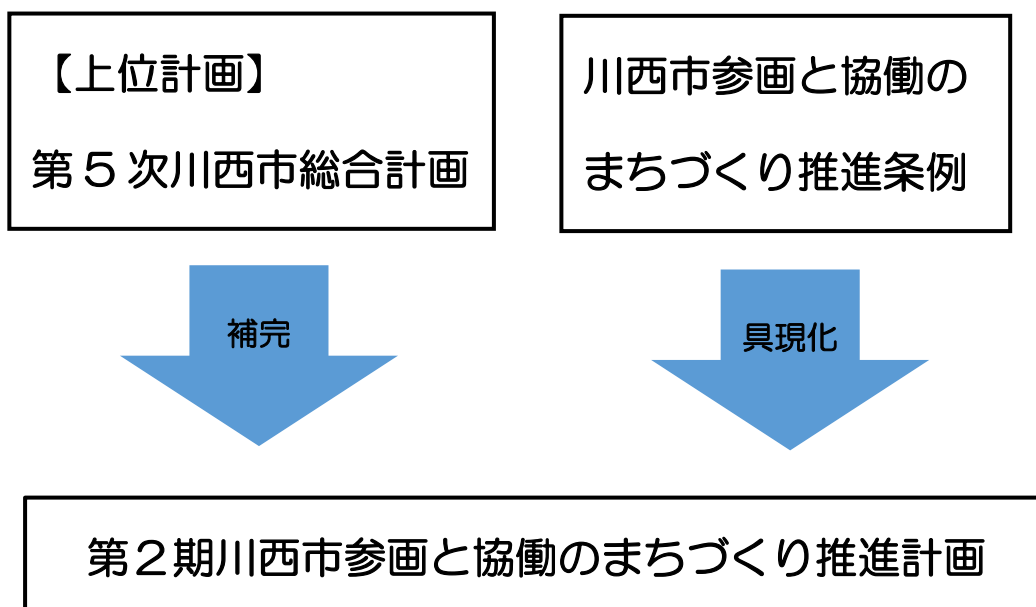
する市の経営資源が制限を受け一方、社会保障費が年々増大するなど、本市を取り巻く環境は非常に厳しくなることは明らかです。

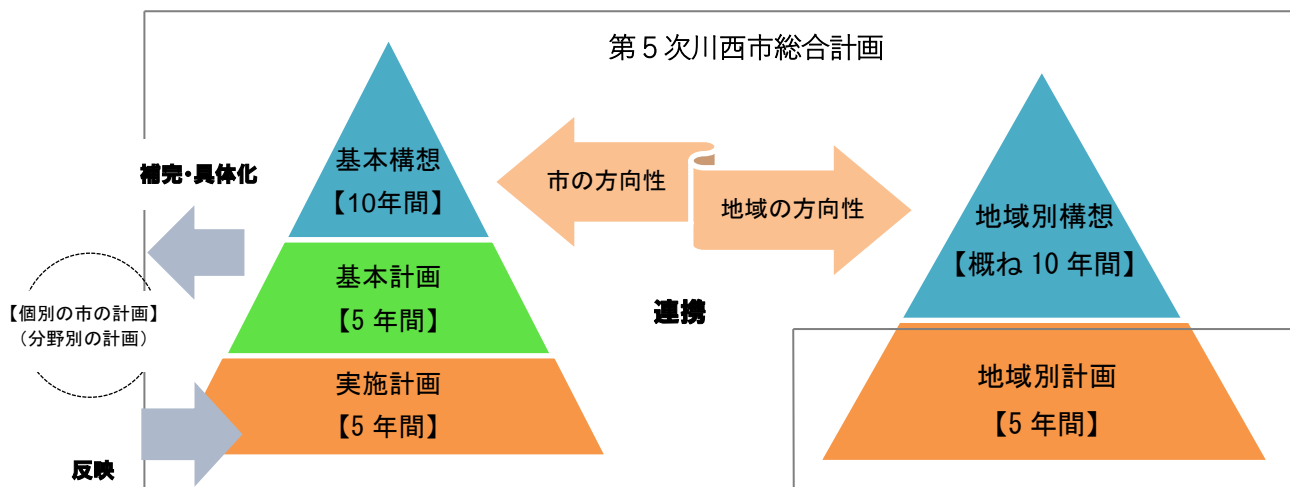
そのような認識の下、平成25年度からスタートした第5次川西市総合計画では、本市で初めての「地域別構想」（概ね小学校区単位の14地域ごとのありたい姿を描いたもの）を位置づけたところであり、これまで培ってきた地域力をより強化し、地域別構想に掲げたありたい姿を実現するための具体的な手段として、一定の権限と財源を地域に移譲する地域分権制度の検討を進めてきました。

そして、その制度を、本市のまちづくりの骨格となる仕組みとして議会の議決を受けて条例化し、明確に位置づけることにより、市民や議会、市が一丸となって地域分権によるまちづくりを進めるという姿勢を示しています。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、条例第3条の基本理念に即し、本市の上位計画である第5次川西市総合計画の下に位置づけ、整合性を図るものとします。





### 基本構想【10年間】

- ・めざす都市像
- ・まちづくりの方向性と目標

### 基本計画【5年間】

- ・施策の現状と課題
- ・主な施策展開
- ・協働の内容

### 実施計画【5年間】

- ・施策を実施するための具体的な事業
- ※単年度ごとの見直し

### 地域別構想【概ね 10 年間】

- ・地域のありたい姿
- ・基本構想の補完と連携

### 地域別計画【5年間】

- ・地域ごとに地域の課題や現状を踏まえ、取組内容を記載

◆総合計画・・・本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されており、市の将来像やそれを実現するためのまちづくりの基本施策などを明らかにした、市が定める計画の中で最上位のもので、次のような役割を担います。

① まちづくりの指針

市民や市民公益活動団体、事業者、市など様々な主体が、参画と協働のまちづくりを進めていくうえにおいて共有すべき指針としての役割を果たします。

② 行財政運営の指針

総合的で計画的な行財政運営を行うための指針としての役割を果たします。

③ 他の行政機関等との相互調整の指針

国や県等が策定する計画や実施する事務事業に反映されるなど、相互調整の指針としての役割を果たします。

### 3 計画の対象者

市民、市民公益活動団体、事業者及び市が本計画の対象者です。（※条例より抜粋）

市民等もまちづくりの一主体となり、市と市民等が手を携え、本計画に基づき参画と協働のまちづくりの推進に関する取り組みを行う必要があります。

○**市民** 市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。

○**市民公益活動団体** 自治会やコミュニティ、ボランティア、NPO など、市民公益活動を行う団体をいう。

○**事業者** 市内で事業を営むものをいう。

○**市** 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

### 4 計画期間

この計画の計画期間は、第5次川西市総合計画の後期基本計画に合わせ、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、社会・経済情勢や本市の状況の変化などに対応するため、毎年度、進捗状況を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



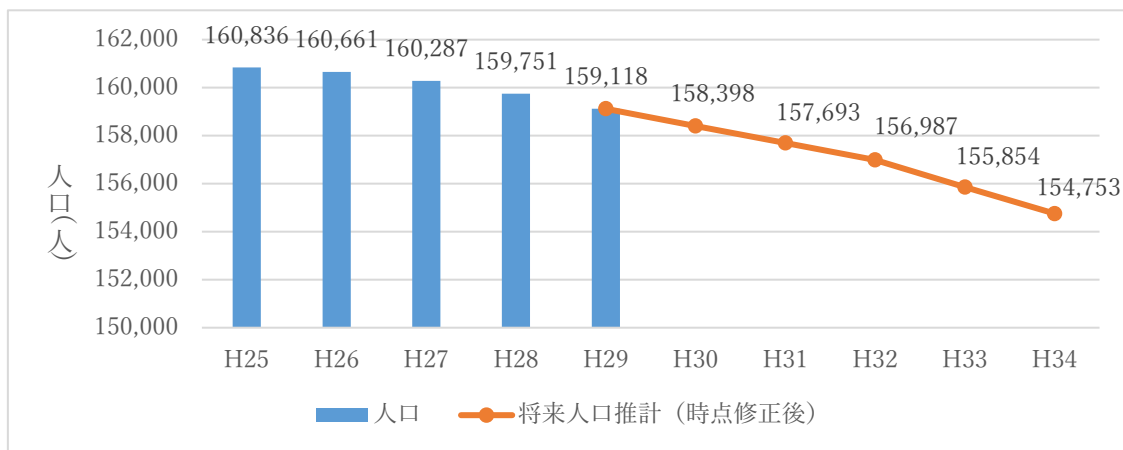


## 第2章 本市の現状について

### 1 人口等の現状と将来推計について

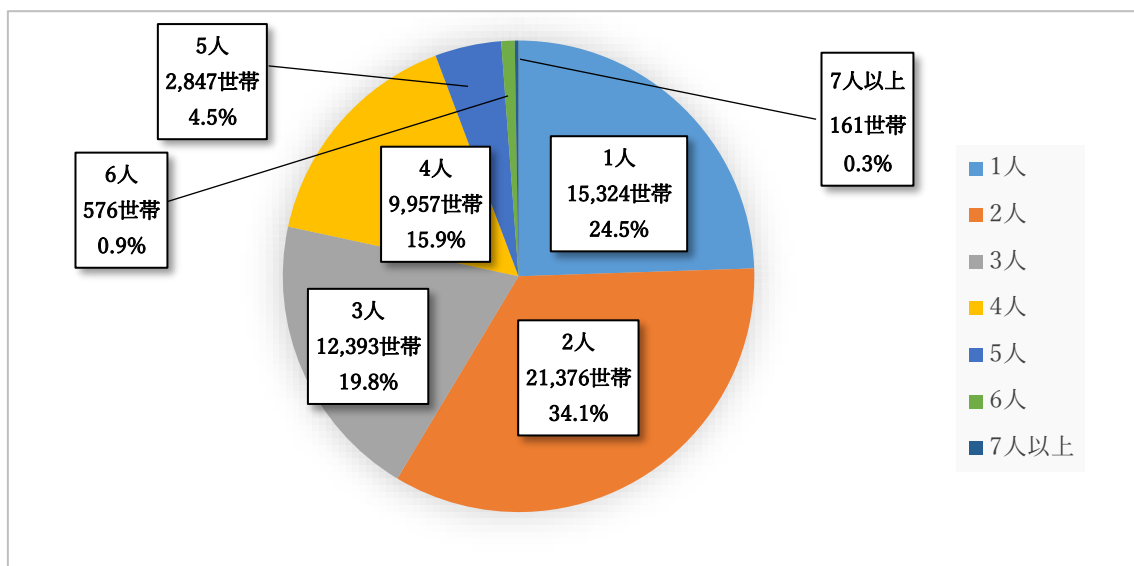
#### (1) 総人口の推移と推計

本市の人口は、平成25年より減少傾向となっており、第2期計画の期間中も引き続き減少傾向になることが見込まれます。その一方で、総世帯数は増加傾向にあるものの、1世帯あたりの世帯人員は減少傾向にあり、単身世帯の増加など世帯構造の変化が進んでいます。



資料：第5次川西市総合計画後期基本計画

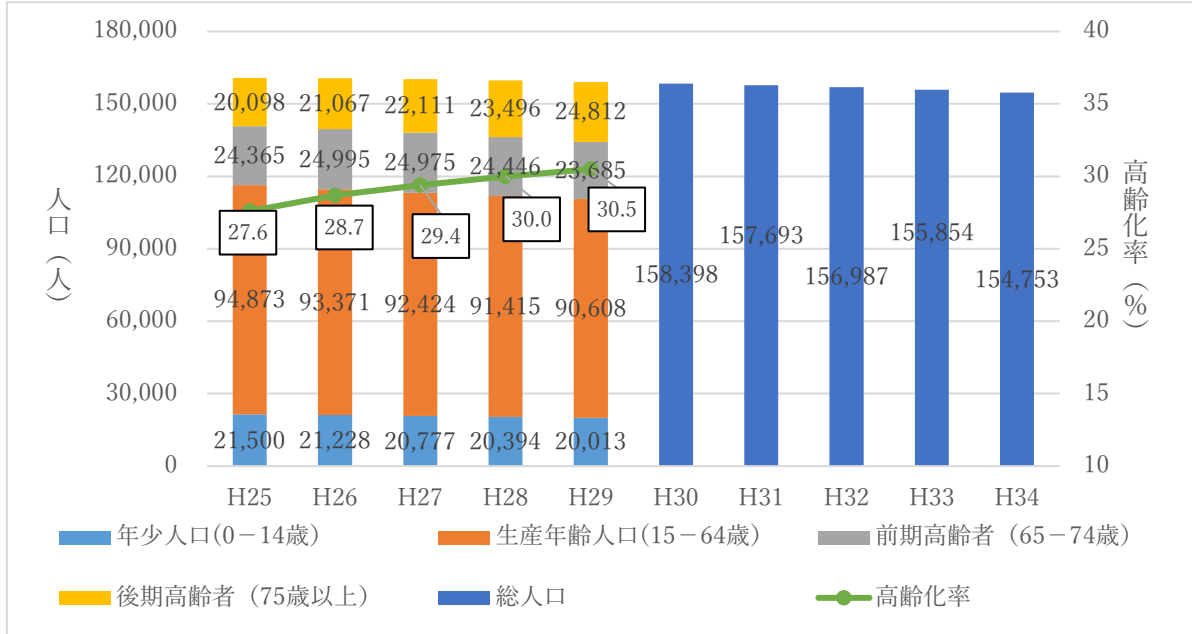
#### 【世帯の構成員数割合】



資料：平成27年度国勢調査 人口等基本集計

(2) 年齢4区分人口・高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める割合）の推移

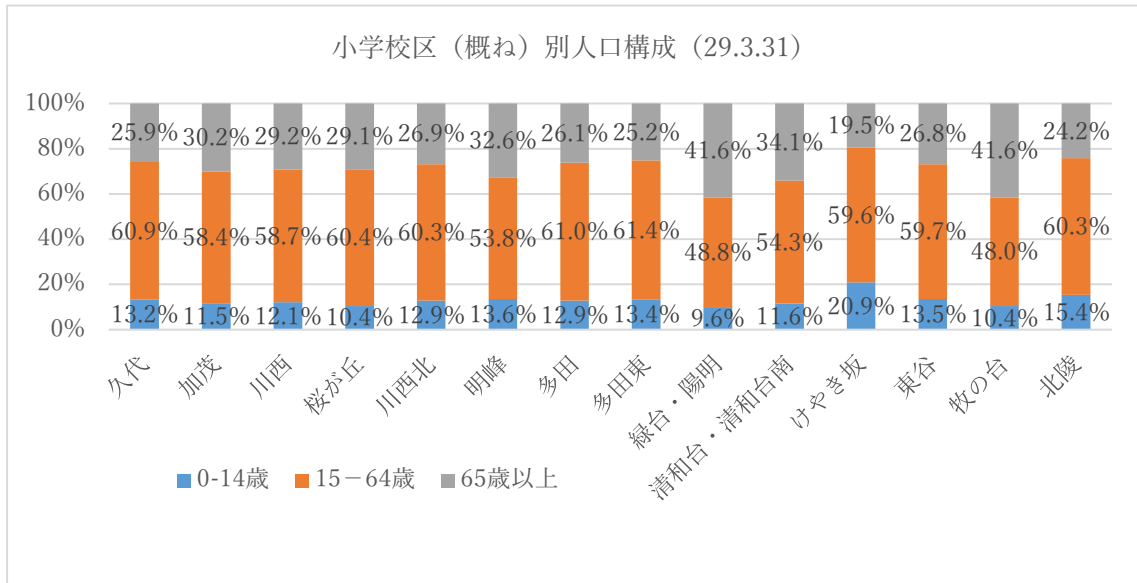
総人口が減少する中、年齢構成を4区分で見ると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は今後も減り続ける一方、高齢化率は増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（～H29）、第5次川西市総合計画後期基本計画（H30～）  
※H30以降は、総人口のみ記載。

(3) 地域別の人口構成の状況

本市では、全国的な傾向と同様に、高齢化率は年々上昇しています。概ね小学校区単位の人口構成をみると、次のとおり地域によってかなり状況に差があることがわかります。



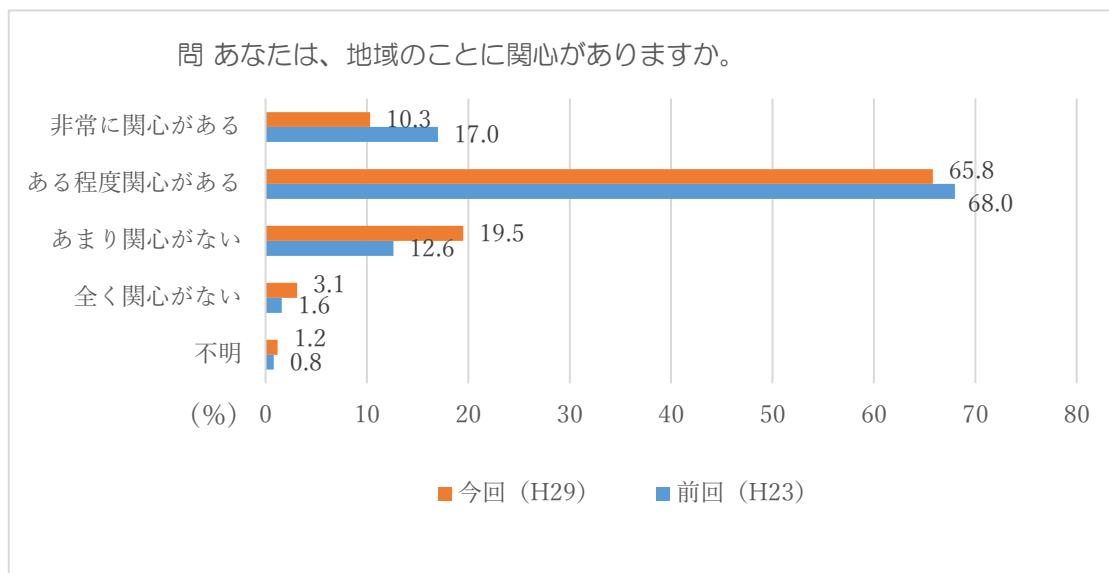
資料：市HP「地区別、年齢別人口集計表」より

## 2 まちづくりの担い手の現状と課題について

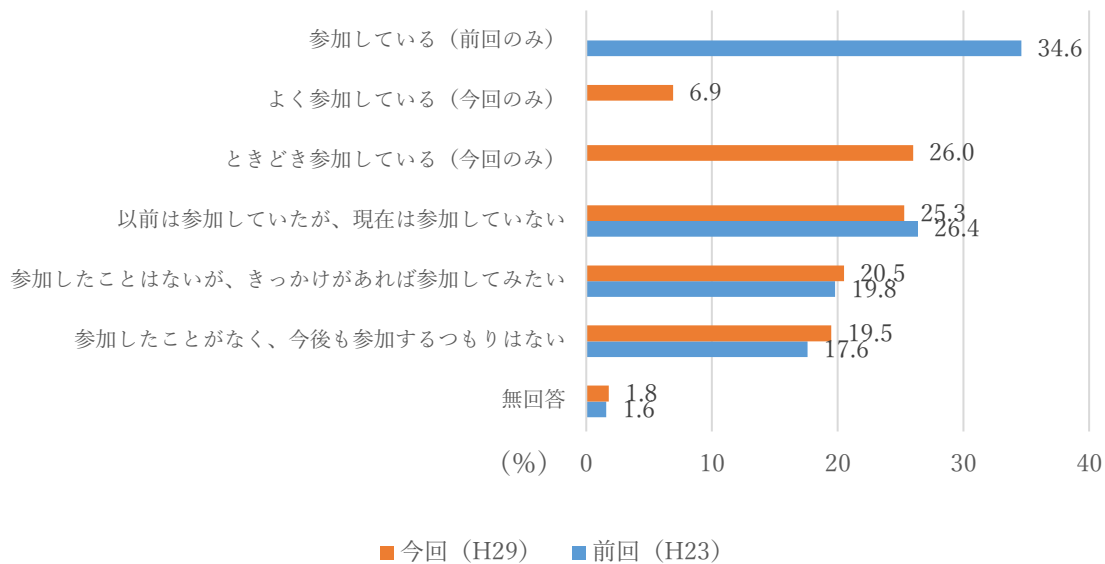
### (1) 市民

平成 29 年 2 月に実施した市民アンケートでは、地域のことに興味がある人の割合は、「非常に興味がある」「ある程度興味がある」と回答した人が合わせて 76.1%で、全体の 3/4 を占めるとはいえ、平成 23 年 3 月に実施した前回の調査からは 8.9 ポイント下落しています。また、活動への参加状況をみると、「自治会やコミュニティ組織などの活動に参加していますか」との設問に対しては、「よく参加している」と「ときどき参加している」を合わせて 32.9%で、前回の調査から 1.7 ポイント減少しています。さらに、「ボランティアや NPO などの活動に参加していますか」では、「よく参加している」と「参加している」を合わせて 9.9%で、前回の調査から 0.9 ポイント下がりました。いずれも前回の調査からは下落しています。

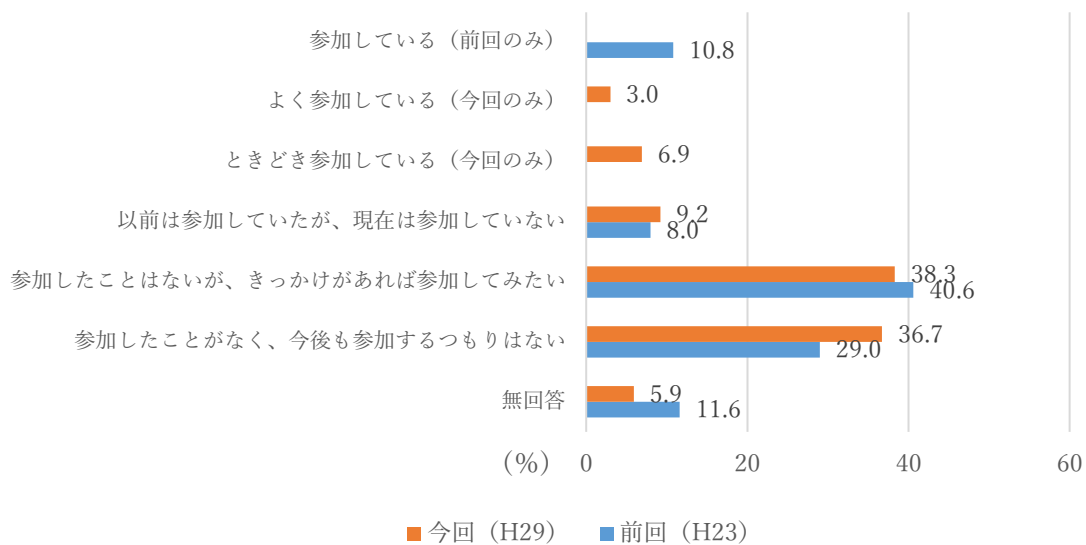
多くの市民が地域のことに興味を持ってはいるものの、実際に活動に参加している人は、地域活動で 1/3、NPO やボランティア活動で 1 割程度にとどまり、微減または横ばい傾向にあります。一方、自治会活動に「参加したことはないが、きっかけがあれば参加してみたい」と答えた人は約 2 割、ボランティアや NPO 活動では約 4 割おり、活動に参加するきっかけづくりとともに、活動に参加しやすい環境を整えることが重要であることがうかがえます。



問 あなたは自治会やコミュニティ組織などの活動に参加していますか。



問 あなたはボランティアやNPOなどの活動に参加していますか



## (2) 市民公益活動団体

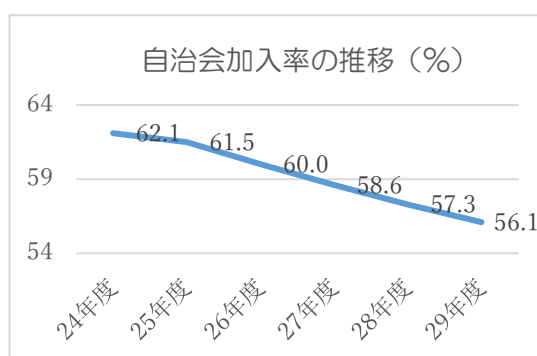
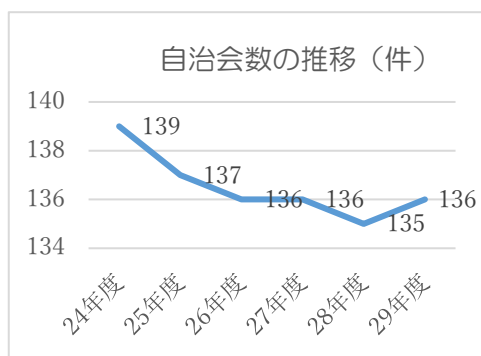
### ア 自治会

自治会は、隣近所に住む人たちで自主的に運営され、その地域に住む人が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、日常生活に必要な情報交換を行い、住みよいまちづくりをめざすための組織です。

活動の具体的なものとしては、自主防災組織による訓練や防犯パトロールなどの防災・防犯などの生活安全活動、自治会館・公園・広場などでの環境美化活動、祭りやハイキングなどの親睦交流活動、行政連絡の伝達、福祉活動、行政への陳情・要望等があります。

第1期計画を策定した平成24年度は139自治会の登録がありましたが、平成29年度では136自治会となり、自治会数は微減となっています。自治会への加入率は平成24年度に62.1%だったものが、平成29年度には56.1%となり、毎年約1ポイントずつ下落している状況にあります。

現在、自治会活動の担い手の不足や固定化、高齢化が進んでおり、第1期計画期間には、「自治会加入促進活動への補助」等を実施し、新たに自治会に加入した世帯もありましたが、それ以上に退会する世帯が上回り、自治会加入率が回復するまでの改善には繋がりませんでした。第2期計画では、自治会活動を続けやすいように、役員の負担の軽減や活動の見直し等の取り組みが求められます。



【地域（小学校区）別自治会加入状況（平成29年度）】

校区别	自治会加入 世帯数 (A)	校区内総 世帯数 (B)	加入率 (A) / (B)
久代小学校区	2,437	4,052	60.1%
加茂小学校区	2,479	5,122	48.4%
川西小学校区	3,108	7,111	43.7%
桜が丘小学校区	1,083	4,223	25.7%
川西北小学校区	1,923	4,801	40.1%
明峰小学校区	4,386	6,160	71.2%
多田小学校区	2,022	4,225	47.9%
多田東小学校区	2,647	5,627	47.0%
緑台小・陽明小学校区	5,177	6,401	80.9%
けやき坂小学校区	1,741	2,568	67.8%
清和台小・清和台南小学校区	3,844	5,458	70.4%
東谷小学校区	2,946	5,835	50.5%
牧の台小学校区	3,811	4,783	79.7%
北陵小学校区	1,415	3,122	45.3%
合計	39,019	69,488	56.1%

イ コミュニティ組織

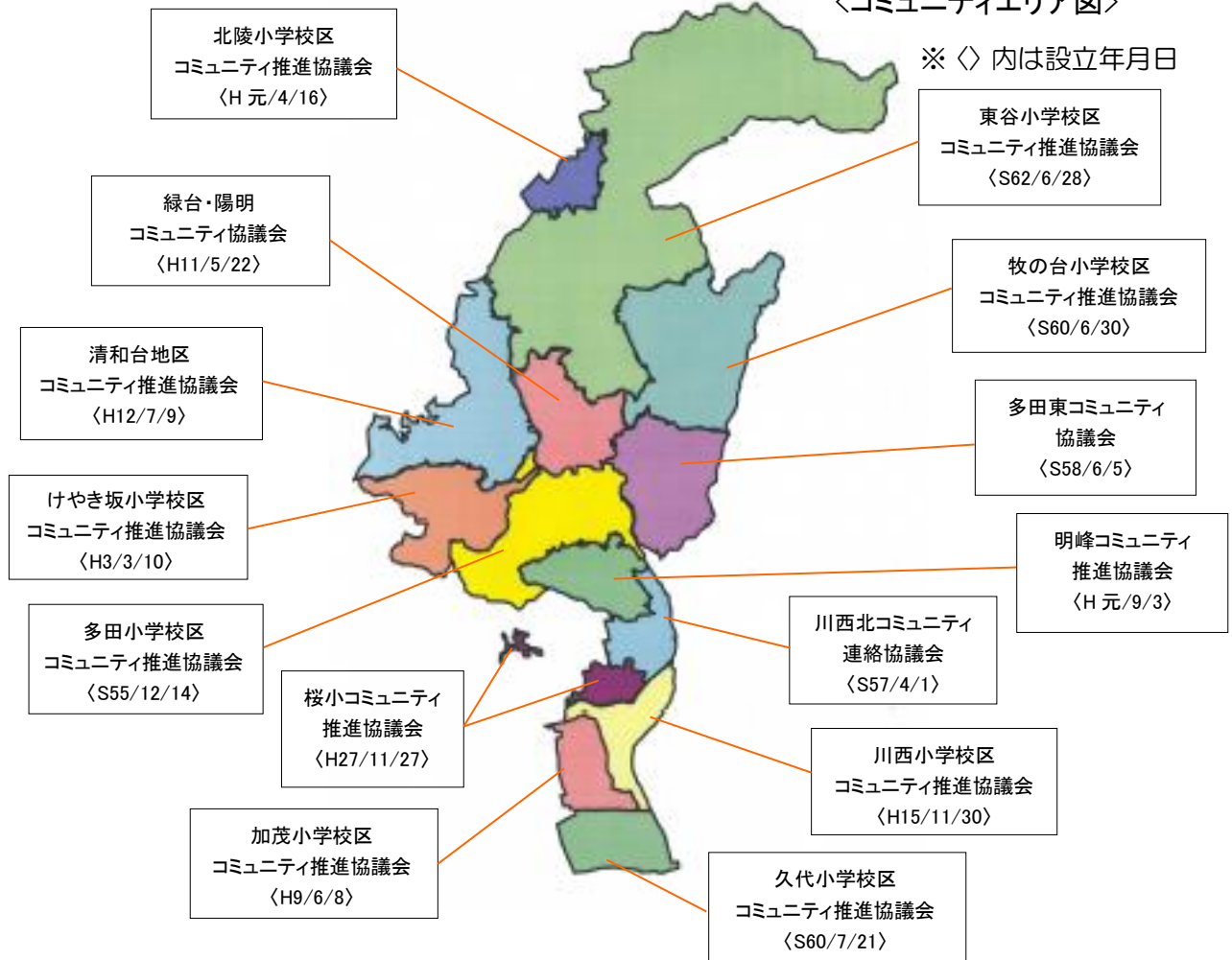
コミュニティ組織とは、市内の概ね小学校区を単位として、その地域内で活動する自治会をはじめとした各種団体で構成され、それぞれの団体が連携をとりながら、自主的に地域が抱えるあらゆる課題に対応するネットワーク組織のことであります。

本市では、昭和40年代に都市化が急激に進むとともに、宅地開発に伴って人口が急増し、地域の連帯意識や自治意識の希薄化が懸念されるようになっていました。このような中、より住みやすい地域社会の形成に向けて、住民の皆さんが自ら行動し、ふるさとづくりを進めていくことをめざして、昭和50年代半ばからコミュニティ組織が設立されていきました。

平成27年11月には市内の全小学校区でコミュニティ組織が設立されました。各コミュニティ組織は、平成27年度からスタートした地域分権制度の適用を受け、地域づくり一括交付金を活用し、各地域の現状や課題に応じたまちづくりを進めています。

しかし、各コミュニティ組織では、自治会同様、担い手の不足や固定化、高齢化等の課題を抱えており、5年後、10年後にも活動を継続させるためにも、次世代の担い手の発掘・育成が急務となっています。さらに地域が自立し、資源を生かして課題の解決を図ることができるように、交付金だけでなく、自己資金を得る方法についても検討が求められます。

### 〈コミュニティエリア図〉



### ウ ボランティア

市内では、多くのボランティア活動が展開されていますが、福祉にかかるボランティアについては、(社福)川西市社会福祉協議会内のボランティア活動センターがその中心的な拠点となっています。

そこでは、市やNPO等関係団体と連携を深めながら、ボランティア活動に関する相談やボランティア依頼におけるコーディネートに加え、福祉活動の人材確保や育成を目的とした各種ボランティア講座に取り組んでいます。

平成28年度末のボランティア活動センターの登録などの状況は次の表のとおりです。

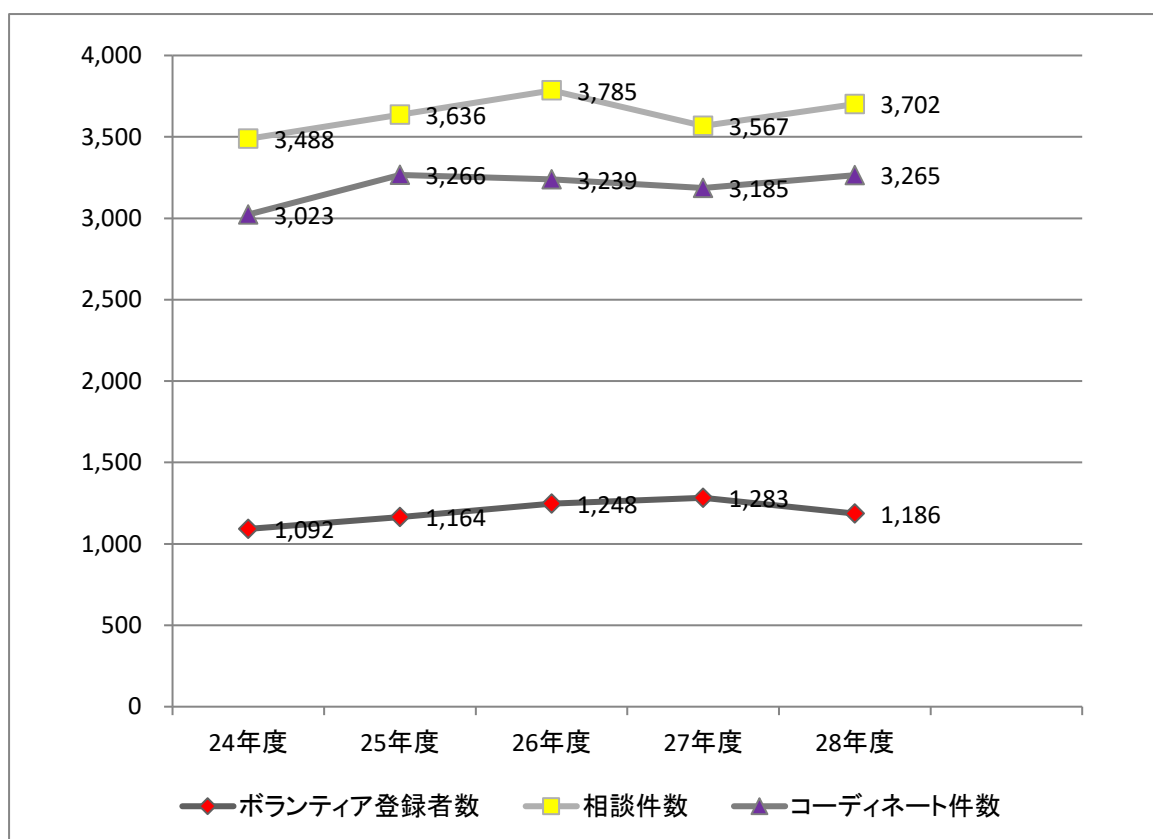
平成23年度末から現在に至るまで、ボランティア活動センターへの登録状況や相談件数、コーディネート件数は大きくは変化していませんが、活動者の高齢化や一人が何役もの活動を担うことによる「負担感」が課題となっています。市としては、住みよいまちづくりを推進できるよう、より多くの方にボランティアに参加していただき、情報発信などにおいてボランティア活動センターとも連携していく必要があると考えられます。

【ボランティア活動センターの登録状況】

(単位：人)

		平成 28 年度末現在登録者		
		個人	グループ	合計
性別	男性	50	261	311
	女性	77	798	875
年齢別	20 歳未満	9	35	44
	20～64 歳未満	74	407	481
	65 歳以上	44	617	661
合計		127	55 グループ	55 グループ
			1,059	1,186

【ボランティア登録者数と相談件数、コーディネート件数の推移】





## エ NPO 法人（特定非営利活動法人）

平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機として、特定非営利活動促進法が制定され、市内でも年々NPOが増加しています。平成29年10月時点では、川西市に主たる事務所を置くNPO法人は40団体で、その半数以上が、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を主たる活動分野としています。

市内のNPO法人の中には、活動基盤（資金や人材、拠点、情報）の弱さに加え、NPOに対する認知の低さなどから運営が難しいなどの課題を抱えているところも少なくありません。また、地域の地縁団体との連携がうまく取れず、活動の幅を広げるきっかけがつかめないといった課題を持つNPO法人もあります。

このほか、法人格を持たない市民公益活動団体も様々な分野で活発な活動を展開しています。NPO法人を含むこれらの団体の活動を支援し、つなぐための拠点として、平成14年に複合施設「パレットかわにし」内に市民活動センター（男女共同参画センターとの併設館）がオープンしました。なお、市民活動センターについては、平成22年4月1日より指定管理者制度に移行し、特定非営利活動法人市民事務局かわにしと株式会社ジョイン川西によるコンソーシアム（連合体）で管理運営を行っています。

市民活動センターでは、市民公益活動の活性化や参画と協働のまちづくりの実践をモットーに、活動の場の提供や市民公益活動のための情報提供やサポート相談など、様々な支援を行っています。相談内容としては、「グループ活動や市民活動、NPOについて」「グループの紹介やコーディネート」「NPOについて（法人化の仕方や法人化後の運営など）」「社会的起業（コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス）について」「助成金について（選び方、申請書の書き方）」などがあります。

### 【市民活動センターの市民活動・NPOサポート相談の実績】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施回数	定例日 51 + 随時	定例日 50 + 随時	定例日 48 + 随時	定例日 48 + 随時	定例日 50 + 随時
相談件数	267	347	373	429	493
備考	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日

### (3) 事業者

市内には、様々な職種の事業者が活動しており、コミュニティ組織等の主体と協働してイベントの企画運営を行うなど、地域活性化や地域貢献の動きが盛んになっています。しかし、事業者の地域活動の取り組みについても、担い手や活動資金の不足などにより、活動の継続が困難な状態になるといった課題があります。

### (4) 市

平成 28 年度に実施した職員アンケートでは、「仕事を進めるうえで、『参画と協働』を意識している職員の割合」は 62.7% となり、第 1 期計画の基準値である 47.9% より上昇しています。しかし、「自治会などの地域活動に参加している職員の割合」は 42.2%、「ボランティアや NPO などの活動に参加している職員の割合」は 14.9% と低い数値に留まっており、参画と協働の意識は高まっているものの、行動には結びついていない状況であるといえます。第 2 期計画では、高まった意識をどのように地域活動に結びつけていくかが課題となります。



## 第3章 第1期計画の取り組み

第1期計画では、「1. 情報共有の仕組みづくり」「2. 担い手の発掘、育成、活動支援の仕組みづくり」「3. 意識啓発の仕組みづくり」の3つを基本施策とし、それぞれに施策の方向性と施策評価指標、取組項目を定めて、毎年、検証・評価を行いながら、事業を進めてきました。

以下、第1期計画の取り組みの実施状況と課題、総括について記載します。

### ○基本施策1 情報共有の仕組みづくり

#### 1 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

市広報誌やホームページ、まちづくり出前講座など、様々な方法により市の情報を発信することができましたが、より効果的に情報を提供していくためには、工夫が必要です。

地域カルテにつきましては、平成26年度に各コミュニティ組織の地域別計画策定時の資料として提供しましたが、今後も地域自らが地域の分析をしやすいように、データの提供の仕方も含めて、検討していく必要があります。

#### 2 市民公益活動に関する情報提供の充実

各地域（コミュニティ組織や自治会等）が作成しているホームページを市のホームページにリンクし、掲載する等の情報の一元化に取り組んでおりますが、今後も各主体の情報を統合し、より効果的に情報を発信していく必要があります。

#### 3 多様な主体の情報が交流する場の充実

まちづくりについて気軽に話し合う場であるラウンドテーブルを市民協働事業提案制度としてNPO法人と連携し、平成27年度から毎年1地域で実施しました。今後も各地域で実施し、情報交換や交流の場を提供していく必要があります。

【施策評価指標】

名称	基準値 (H24)	目標値 (H29)	実績値 (H29)	定義
住んでいる地域の必要な情報が入手できると感じている市民の割合	66.9%	68.9%	56.6%	市民実感調査より
必要な市の情報が入手できると感じている市民の割合	64.8%	66.5%	58.5%	市民実感調査より
自治会やコミュニティの活動に関する情報が入手できると感じている市民の割合	68.9%	71.0%	54.5%	市民実感調査より
ボランティアやNPOの活動に関する情報が入手できると感じている市民の割合	25.1%	25.9%	20.8%	市民実感調査より

【取組項目】

取組項目	実施状況
参画と協働に関するホームページの充実	・参画と協働に関する情報や自治会、コミュニティ組織等の各種情報を市ホームページに掲載しました。
地域カルテの作成	・H26:各コミュニティ組織ごとに、地域の様々なデータを掲載した地域カルテを作成し、紙ベースで提供しました。(提供は1回)
まちづくり出前講座の実施	・市民の要望に応じて職員が出向き、市行政のしくみや制度、事業の内容などについて説明を行う「まちづくり出前講座」を実施しました。 H24:125回(5,910人) H25:139回(6,264人) H26:187回(8,210人) H27:170回(7,810人) H28:154回(6,158人)

取組項目	実施状況
市民公益活動情報の一元的な発信	・様々な市民公益活動情報を市ホームページや市広報誌で発信しました。
まちづくりラウンドテーブルの開催	<p>・各地域において、誰でも自由に参加ができて、情報や意見の交換を行う「まちづくりラウンドテーブル」を開催しました。</p> <p>H27: けやき坂(3回)</p> <p>H28: 多田東(3回)</p> <p>H29: 北陵、桜が丘(各3回)</p>

#### 【総括】

第1期計画期間中に、「参画と協働に関するホームページの充実」「地域カルテの作成」「まちづくり出前講座の実施」の取り組みにより情報発信を行い、また「まちづくりラウンドテーブルの開催」により、情報交換の場の設定を行いました。いずれの施策評価指標も目標値や基準値を下回りました。特に、自治会やコミュニティ組織、ボランティア、NPOの活動に関する情報が入手できると感じている市民の割合の値が低下しているため、これらの情報について、情報発信の仕方を工夫し、効果的に情報を届ける必要があります。

### ○基本施策2 担い手の発掘、育成、活動支援の仕組みづくり

#### 1 担い手の発掘・育成にかかる施策の充実

まちづくり連続講座や組織力UP講座を開催しましたが、担い手不足の問題は喫緊の課題となっているため、新たな担い手を発掘する必要があります。

#### 2 財政的支援の充実

市民協働事業提案制度や自治会加入促進活動に対し、補助金を交付し、支援しました。今後もより効果的な財政的支援の方法を検討していく必要があります。

#### 3 市民公益活動にかかる活動拠点の充実

市民活動センターの機器の更新や自治会館の修繕の補助等、活動拠点の充実を図りました。今後も継続して、活動拠点の充実を図り、市民公益活動を促進していく必要があります。

#### 4 気持ちや活動をつなぐ中間支援機能の充実

地域で活動されている団体の NPO 設立の支援や地域でのネットワークづくりといった中間支援機能の強化と連携を進めてきました。引き続き、NPO の活動内容についての啓発を積極的に行い、コミュニティ活動との連携に向けた支援など、様々なまちづくりの主体が活動しやすい環境を整えていく必要があります。

##### 【施策評価指標】

名称	基準値 (H24)	目標値 (H29)	実績値 (H29)	定義
自治会やコミュニティの活動に参加している市民の割合	41.5%	50.0%	35.7%	市民実感調査より
ボランティアや NPO などの活動に参加している市民の割合	10.1%	30.0%	10.7%	市民実感調査より

##### 【取組項目】

取組項目	実施状況
まちづくり連続講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに参加するきっかけづくり、まちづくりリーダーづくりなど、まちづくりの担い手を発掘・育成することを目的として、連続講座を開催しました。</li> <li>H25:3 回(66 人)</li> <li>H26:3 回(63 人)</li> <li>H27:3 回(41 人)</li> <li>H28:3 回(43 人)</li> </ul>
組織力 UP 講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公益活動団体の組織力の向上に向けた講座の開催に加えて、地域担当職員や地域づくりアドバイザーによる相談とアドバイスによる支援を実施しました。</li> </ul>
自治会加入促進活動への補助 (補助期間は H25、26 の 2 年間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会が実施する加入促進活動に対し、補助金を交付しました。</li> <li>H25:18 自治会</li> <li>H26:18 自治会</li> </ul>

取組項目	実施状況
市民協働事業提案制度の創設	<p>・市民公益活動団体が、地域課題を解決するために、市と一緒に取り組むことでより効果が高まる事業に助成しました。</p> <p>&lt;テーマ型&gt;</p> <p>H25: 1件</p> <p>H26: 2件</p> <p>H27: 3件</p> <p>H28: 2件</p> <p>H29: 2件</p> <p>&lt;補助金型&gt;</p> <p>H26: 3件(自主事業型)</p> <p>H27: 4件(自主事業型)</p> <p>H28: 1件(協働の芽応援型)、5件(自主事業型)</p> <p>H29: 6件(自主事業型)</p>
市民活動センターや自治会館などの利便性の向上	<p>・市民活動センターの利用機器等の更新により利便性の向上を図りました。</p> <p>・地域活動の拠点となる自治会館を整備する事業費の一部を補助することにより、活動拠点の充実を図りました。</p>
市民活動センターやボランティア活動センターなどの中間支援機能の強化と連携の強化	<p>・市民活動センターやボランティア活動センターとも連携して市民公益活動団体の活動を支援しました。</p>

#### 【総括】

第1期計画期間中には、様々な担い手の発掘・育成や活動にかかる支援を展開してきましたが、施策評価指標の目標値は達成できませんでした。このような結果の要因としては、取り組みの効果が出るのに時間がかかることに加え、少子・高齢化の進展、世帯構造の変化、共働き世帯の増加等も考えられます。第2期計画でも引き続き、担い手の発掘や育成、活動支援の仕組みづくりの取り組みについて、支援していく必要があります。

### ○基本施策 3 意識啓発の仕組みづくり

#### 1 庁内協働推進体制の整備

地域情報等の庁内 LAN 掲示板での情報発信や、協働推進本部会議の開催などの体制整備により、参画と協働を意識している職員の割合は高まっています。引き続き、参画と協働を推進する体制を強化していきます。

#### 2 市民公益活動や協働に対する市職員の意識の向上

職員研修会の実施や行政経営品質向上プログラムにおいて、参画と協働の視点を持つことにより、参画と協働を意識している職員の割合の数値は高まりました。引き続き、当該取り組みを継続し、職員の意識の向上を図っていく必要があります。

#### 3 市民公益活動や協働に対する市民意識の向上

講座やイベント、交流会等の市民意識の向上に寄与する取り組みを実施することができました。今後も実施方法の工夫等によって、より効果が発揮できるようにする必要があります。

#### 【施策評価指標】

名称	基準値 (H24)	目標値 (H29)	実績値 (H29)	定義
仕事を進めるうえで、「参画と協働」を意識している職員の割合	47.9%	60.0%	70.2%	参画と協働のまちづくりに関する職員アンケート調査より
自治会などの地域活動に参加している職員の割合	68.0%	70.0%	31.4%	参画と協働のまちづくりに関する職員アンケート調査より
ボランティアや NPO などの活動に参加している職員の割合	14.7%	30.0%	13.7%	参画と協働のまちづくりに関する職員アンケート調査より
自治会やコミュニティ、ボランティアや NPO の地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合	59.8%	70.0%	46.2%	市民実感調査より



【取組項目】

取組項目	実施状況
地域情報等の庁内 LAN 掲示板での情報提供	・定期的に庁内 LAN 掲示板にコミュニティ組織の広報紙等を掲示し、情報発信を行いました。
協働推進本部会議の設置	・年に2回のペースで、庁内の幹部職員に向けて、参画と協働の状況等について情報発信を行う会議を開催しました。
職員研修会の開催	・新任主任研修や初任者研修において、参画と協働に関する講義を行いました。 ・若手職員向けに参画と協働のまちづくり研修を実施しました。
行政経営マネジメントサイクルへの「参画と協働」視点の位置づけ	・決算成果報告書において、事業ごとに参画と協働の視点から自己評価を行い、今後の方向性と見通しを記載しました。
講座やイベントを通じた市民意識の醸成とフォローアッププログラムの提供	・各所管が実施している講座やイベントでフォローアッププログラムを実施し、より効果を高める取り組みを行いました。
地縁団体同士、志縁団体同士または相互の交流会の開催	・市内の自治会長が集まり、情報交換等を行う自治会交流会を毎年開催しました。

【総括】

「仕事を進めるうえで、『参画と協働』を意識している職員の割合」の数値は大きく上昇しました。これは、毎年職員研修を開催し、内容を見直しながら実施してきた成果と考えられます。その一方で、市民公益活動に参加している職員の割合の数値は、依然として低い数値に留まっているため、第2期計画では、参画と協働を意識している職員の意識の維持・向上に努めつつ、地域活動などへの参加に繋げることにより、参画と協働のまちづくりを推進していく必要があります。

## 第4章 第2期計画の基本方針

### 1 第1期計画期間中の参画と協働に関連する本市の状況の変化

前章で見てきたように、第1期計画に記載された基本施策の取り組みは概ね実施してきましたが、施策評価指標については、ほとんどの目標値を達成できませんでした。第2期計画では、その反省を踏まえ、さらに第1期計画策定時点からの状況の変化をとらえつつ、新たな基本方針を設定し、取り組む必要があります。

【第1期計画からの状況の変化】

#### ・地域分権制度の創設

平成26年10月に「川西市地域分権の推進に関する条例」が施行され、平成27年度から順次、市内のコミュニティ組織が地域分権制度の適用を受け、地域づくり一括交付金を活用して各地域の課題を解決するため、様々な取り組みを行っています。

#### ・人口減少・少子高齢化の進展と世帯の変化

第1期計画策定時と比較して、人口減少や少子高齢化が進展しています。一方、世帯数は増加するなど、世帯構造の変化も進んでいます。

#### ・今までの活動スタイルの限界

社会的背景や働き方の変化により、これまでのように日常生活の多くの時間を割いてまで市民公益活動に取り組むリーダーが生まれにくくなっており、活動の担い手不足に繋がっています。

今後は、これまでの活動を支えてきた役員等に任せきりにするのではなく、一人暮らしや独身の人も含めて、市民一人ひとりが活動に関わっていく必要があります。



【本市の課題】

第1期計画からの状況の変化から、次のような現状の問題点と、第2期計画で取り組むべき重要課題が見えてきます。

- 地域分権制度の創設
- 人口減少・少子高齢化の進展と世帯の変化
- これまでの活動スタイルの限界



○参画と協働に関連する本市の現状の問題点

- ・人口減少や世帯の変化
- ・地域の間関係の希薄化
- ・市民公益活動の担い手不足
- ・地域活動に取り組む役員の負担感
- ・各地域や行政の情報が共有しづらい状況



○第2期計画で取り組むべき重要課題

- ・活動内容や活動スタイルの見直し
- ・新しい担い手の発掘
- ・情報共有や意見交換の仕組みの強化
- ・交付金を活用している事業の自立
- ・市職員が参画と協働を実践するための取り組み



## 2 計画の基本方針と基本施策

本市の課題や第1期計画期間中の状況の変化を踏まえ、下記の条例の基本理念とそれに基づき、3つの基本方針をもとに、第2期計画に取り組みます。

### 川西市参画と協働のまちづくり推進条例の基本理念

- 公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと。
- 自らの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと。
- 対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと。

### 基本方針1

潜在的な担い手の発掘を支援し、市民公益活動に参加するきっかけづくりを行います。

基本施策	施策の方向
担い手の発掘・育成にかかる施策の充実	(1) 担い手の発掘
	(2) 担い手の育成

### 基本方針2

市民公益活動の充実のための支援を行い、地域分権の深化との相乗効果により、将来的な事業の自立を促します。

基本施策	施策の方向
新たな活動スタイルの構築と事業の自立に向けての支援	(1) 財政的支援
	(2) 人的支援
市民公益活動の環境整備	(1) 活動拠点の充実
	(2) 中間支援機能の充実

### 基本方針3

市民公益活動や参画と協働に対する意識啓発を進め、多様な話し合いの場の構築に努めます。

基本施策	施策の方向
活動内容やスタイルの見直しに向けた市民公益活動や参画と協働に対する意識啓発	(1) 多様な媒体による情報の発信
	(2) 市民等の意識の向上
	(3) 市職員の意識の向上

## 第5章 施策の方向と取組項目

ここでは、条例第14条に掲げる基本施策を進めるための施策の方向と具体的な取組項目を基本方針ごとに掲げます。

今後は、第2期計画の進捗管理と数値目標の達成に向けての実行計画の策定や取組項目の見直しについて、協働推進本部会議等で検討していく必要があります。

### 基本方針 1

潜在的な担い手の発掘を支援し、市民公益活動に参加するきっかけづくりを行います。

参画と協働のまちづくりを推進していくには、多くの主体が参加することが必要です。より多くの人に市民公益活動に興味を持ってもらい、参加してもらえるようきっかけづくりを行います。




#### ◎基本施策

担い手の発掘・育成にかかる施策の充実

#### ○施策の方向

- (1) 担い手の発掘
- (2) 担い手の育成

#### 【施策評価指標】

名称	方向性	基準値(H29)	目標値(H34)
指標① 自治会やコミュニティの活動に参加している市民の割合		35.7%	50.0%
	市民実感調査より		
指標② ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合		10.7%	30.0%
	市民実感調査より		
指標③ 自治会加入率		56.1%	56.1%
	自治会状況調査		

【取組項目】

	取組項目	内容	担当課等	施策評価指標
①	ひと・まちおこしセミナーの開催	まちづくりに参加するきっかけづくり、まちづくりリーダーづくりなど、まちづくりの担い手を発掘・育成することを目的として、ひと・まちおこしセミナーを開催します。また、地元の学生の参加も促し、まちづくりへの興味を持つきっかけとしていきます。	参画協働課、各課	指標①、②
②	自治会への加入促進、役員の役割の効率化の事例の紹介	他市などが行っている先進的な自治会への加入促進のための取り組みや、地域活動の役員の役割の効率化に向けた取り組みを紹介します。	参画協働課	指標①、③
③	次世代の担い手の発掘	市民公益活動が持続的に発展し、継続できるよう将来のまちづくりの担い手を発掘し、育成する機会を設けます。	参画協働課	指標①、②
④	まちづくりラウンドテーブルの開催	各地域において、自由な雰囲気で見聞交換ができる「まちづくりラウンドテーブル」を開催します。誰でも参加することのできる自由な雰囲気のある場を設定することで、多様な主体が情報交流し、参加者が自発的に連携・協力体制を築いていくことができます。	参画協働課	指標①、③
⑤	組織力UP 講座の開催	市民公益活動団体に対し、市民活動センターと連携し、組織の管理面（財務や総務、労務など）と運営面（事業計画やリスク管理、広報、ICT の活用、資金調達など）の両面を学ぶ講座の開催や出張相談等を行い、組織の管理・運営を行える人材の育成・支援を図ります。	参画協働課、各課	指標①、②
⑥	コミュニティ組織の事務局員の支援	コミュニティ組織の事務局員の育成のため、講習会の開催やいつでも相談できる体制を構築します。	参画協働課	指標①

## 基本方針 2

市民公益活動の充実のための支援を行い、地域分権の深化との相乗効果により、将来的な事業の自立を促します。

市民公益活動の最終的な目標は、補助金や交付金に頼らなくても活動が維持できる状態です。その将来の事業の自立という目標に向けて、様々な側面から支援を行います。

### ◎基本施策

新たな活動スタイルの構築と事業の自立に向けての支援

### ○施策の方向

- (1) 財政的支援
- (2) 人的支援



### ◎基本施策

市民公益活動の環境整備

### ○施策の方向

- (1) 活動拠点の充実
- (2) 中間支援機能の充実

## 【施策評価指標】

名称	方向性	基準値(H29)	目標値(H34)
指標① 自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合		46.2%	70.0%
	市民実感調査より		
指標② 地域分権制度適用地域の主要な団体数		342団体	380団体
	各コミュニティ組織総会資料より		

【取組項目】

	取組項目	内容	担当課等	施策評価指標
①	地域づくり一括交付金の交付	一定の要件を満たしたコミュニティ組織に対し地域づくり一括交付金を交付し活動を支援します。	参画協働課	指標①、②
②	市民協働事業提案制度の運用	活動をはじめたばかりの市民公益活動を行う団体等が、地域課題を解決するために、市と一緒に取り組むことでより効果が高まる事業を市に提案しやすくするため、制度を見直し、企画提案を募り、採用されたものに対して助成等を行います。	参画協働課、各課	指標①
③	コミュニティビジネスの促進に繋がる支援	市民公益活動団体が自立できるようにコミュニティビジネスのノウハウなどを学べる場を提供します。	参画協働課	指標①
④	地域担当職員、地域づくりアドバイザーによる後方支援	地域担当職員や地域づくりアドバイザーが各地域の相談にアドバイスを行い、後方支援を行います。	参画協働課	指標①、②
⑤	市民活動センターや自治会館などの利便性の向上	市民公益活動の拠点である市民活動センターや公民館、コミュニティセンター、自治会館などの利便性向上に努め、活動の推進を図ります。	参画協働課、各公民館、各課	指標①
⑥	市民活動センターやボランティア活動センターなどの中間支援機能の強化と連携の強化	市民公益活動団体同士や事業者、行政をつなぐため、市民活動センターやボランティア活動センターなどの中間支援機能の強化を図るとともに、連携機能の充実を図ります。	参画協働課、地域福祉課(社会福祉協議会)、各課	指標①



### 基本方針 3

市民公益活動や参画と協働に対する意識啓発を進め、多様な話し合いの場の構築に努めます。

市民公益活動団体の担い手の固定化や高齢化が進展し、これまでのような活動スタイルが限界となってきています。また、市民公益活動の持続的な発展には、市民や職員の「参画と協働」の意識の向上が欠かせません。多様な話し合いの場の設定や、情報発信等を通して、市民等の「参画と協働」に対する意識を向上させ、活動内容やスタイルを見直していく土壌作りを行います。




#### ◎基本施策





活動内容やスタイルの見直しに向けた市民公益活動や参画と協働に対する意識啓発

#### ○施策の方向

- (1) 多様な媒体による情報の発信
- (2) 市民等の意識の向上
- (3) 市職員の意識の向上

#### 【施策評価指標】

名称	方向性	基準値(H29)	目標値(H34)
指標① 住んでいる地域の必要な情報が入手できると感じている市民の割合		56.6%	69.0%
		市民実感調査より	
指標② 必要な市の情報が入手できると感じている市民の割合		58.5%	65.0%
		市民実感調査より	
指標③ 自治会やコミュニティの活動に関する情報が入手できると感じている市民の割合		54.5%	71.0%
		市民実感調査より	

名称	方向性	基準値(H29)	目標値(H34)
指標④ ボランティアやNPOの活動に関する情報が入手できると感じている市民の割合		20.8%	26.0%
市民実感調査より			
指標⑤ 仕事を進めるうえで、「参画と協働」を意識している職員の割合		62.7%	70.0%
参画と協働のまちづくりに関する職員アンケート調査より（基準値はH28）			
指標⑥ 自治会などの地域活動に参加している職員の割合		42.2%	60.0%
参画と協働のまちづくりに関する職員アンケート調査より（基準値はH28）			
指標⑦ ボランティアやNPOなどの活動に参加している職員の割合		14.9%	30.0%
参画と協働のまちづくりに関する職員アンケート調査より（基準値はH28）			

【取組項目】

	取組項目	内容	担当課等	施策評価指標
①	「参画と協働」に関するホームページの充実	「市参画と協働のまちづくり推進条例」をはじめ、市民参画や市民公益活動、協働に関する情報を掲載したホームページの充実を図ります。	秘書広報課、参画協働課、各課	指標②、③、④
②	各地域のデータの提供	各地域がまちづくりに活用したいデータを必要な時に取得し、活用できるよう支援します。	参画協働課、各課	指標①、②
③	まちづくり出前講座の実施	市民の要望に応じて職員が出向き、市行政のしくみや制度、事業の内容などについて説明する「まちづくり出前講座」を実施します。市民と市が情報を共有し、市民の市政への関心や理解を深めてもらうことにより、参画と協働のまちづくりを推進します。 特に、市民参画の手段としての「意見提出手続」（パブリックコメント）に関わる事業については、出前講座を実施するなど、積極的なPRに努めます。	参画協働課、各課	指標②

	取組項目	内容	担当課等	施策評価指標
④	市民公益活動情報の一元的な発信	<p>市民活動情報紙「せーの」やボランティア情報紙「にし」などの情報紙、また各地域が作成しているホームページなどにより、個別に発信している情報を統合し、市民の公益的な活動を一元的に情報発信できるツールを作ります。また、市内・市外における先進的な取り組みについても情報発信します。</p> <p>事業者には今後さらに地域の一員としての社会貢献活動が期待されるため、事業者に向けての情報発信も行います。</p>	秘書広報課、参画協働課、産業振興課、地域福祉課(社会福祉協議会)、各公民館、各課	指標④
⑤	講座やイベントを通じた市民等の意識の醸成とフォローアッププログラムの提供	各所管が実施している講座やイベントを通して、市民公益活動の意義や活性化に必要なことを、多くの人々が共有し、意識の醸成を図るとともに、その経験を活かすためのプログラムを提供します。	参画協働課、各公民館、各課	指標③、④
⑥	地域同士で情報を共有できる仕組みの構築	各地域同士が、お互いの情報を入手し共有できるようにする仕組みを構築します。	参画協働課	指標①、③
⑦	まちづくりラウンドテーブルの開催【再掲】	各地域において、自由な雰囲気で見聞交換ができる「まちづくりラウンドテーブル」を開催します。誰でも参加することのできる自由な雰囲気のある場を設定することで、多様な主体の情報が交流し、参加者が自発的に連携・協力体制を築いていくことができます。	参画協働課、各課	指標①
⑧	地縁団体同士、志縁団体同士または相互の交流会の開催	市民公益活動に従事する各団体同士が情報交換などを行う場を設定します。	参画協働課	指標③、④
⑨	職員の「参画と協働」に対する意識の向上	職員研修などを通じて、職員の「参画と協働」に対する意識を高めます。	参画協働課、職員課、各課	指標⑤、⑥、⑦

	取組項目	内容	担当課等	施策評価指標
⑩	参画と協働に関連する情報の庁内での共有	地域情報等について庁内 LAN 掲示板への掲載や、協働推進本部会議等の開催などによって、職員の参画と協働に対する理解を深めます。	参画協働課	指標⑤、⑥、⑦
⑪	推進計画の進捗管理及び実行計画の策定	施策評価指標達成に向けた実効性を高めるため、協働推進本部会議での推進計画の進捗管理や実行計画の策定について検討します。	参画協働課	指標⑤





# 川西市市民憲章

平成29年1月1日 公示

私たちは、ふるさと川西への誇りを胸に、幸せが実感できるまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- か 語りあう 未来の希望 あしたの話
- わ 分かちあう 豊かな自然 住みよいまち
- に 担おう 賑わいと発展 清和源氏のふるさと
- し 信じよう 平和と共生 育むところ

第2期川西市参画と協働のまちづくり推進計画

編集・発行 川西市総合政策部参画協働室

〒666-8501 川西市中央町12番1号

電話 072-740-1111(代表)

印刷 庁内印刷